
神戸市看護大学倫理委員会 ニュースレター 2号 (2011.3.22)

■すでにご存じの方が多くと思いますが、厚生労働省は、平成20年7月31日付で、「臨床研究に関する倫理指針」を全部改正しました。この中で、研究者等の責務として「研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に関する倫理その他臨床研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければならない」と明記されています。それに伴い、厚生科研等の研究費申請時に、倫理講習会の受講証明書や利益相反に関する申請書を添付することが義務付けられるようになっていきます。またこれを受けて多くの医療系の大学で、研究者や院生のための講習会が開かれ、受講者には受講証明書を発行しています。

本学でも、平成23年1月25日に全教員を対象に第1回の倫理講習会を実施し、参加者には受講証明書を発行しました(有効期限3年)。テーマは「倫理と利益相反について」、講師は大阪歯科大学教授の榎則章教授です。利益相反は、大学の教員や研究者が産学官連携活動を進めていく際に知っておかなければいけない倫理的な事項です。当日参加できなかった人、あるいは院生で関心のある人は、資料を配布しますので事務局(担当藤本)まで申し出てください。

本学では、今後年に1回主に大学院生と新任の教員を対象に倫理講習会を実施し、受講者には受講証明書を発行する予定です。平成23年度の倫理講習会の詳細が決まり次第、大学のHP等で皆様にお知らせします。

*厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」は下記のホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf#search>

*利益相反について詳しく知りたい人は、下記が参考になります。

1. 利益相反ワーキング・グループ報告書(平成14年11月1日 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキンググループ)
2. 臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン(平成18年3月 文部科学省)
3. 厚生労働科学研究における利益相反(conflict of Interest)の管理に関する指針(平成20年3月31日 科発第0331001号 厚生科学課長決定)